別表2の1の⑵のウを次のように改める。

ウ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg／L以下	0.001mg／L以下	0.03mg／L以下	第1の2の⑵により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg／L以下	0.0006mg／L以下	0.02mg／L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg／L以下	0.002mg／L以下	0.05mg／L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg／L以下	0.002mg／L以下	0.04mg／L以下	
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1⑴による。）	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

別表2の2のアの測定方法の欄中「付表12」を「付表13」に改め、同表の2のウを次のように改める。

ウ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg／L以下	0.001mg／L以下	0.01mg／L以下	第1の2の⑵により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg／L以下	0.0007mg／L以下	0.006mg／L以下	
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1⑴による。）	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

付表12を付表13とし、付表11の次に次の表を加える。

付表12

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の測定方法

1　試薬

⑴　水

日本工業規格K0557に規定するA1、A2、A3又はA4のもの（注1）

⑵　メタノール

日本工業規格K8891に定めるもの（注2）

⑶　アセトニトリル

日本工業規格K8039に定めるもの（注2）

⑷　ギ酸

日本工業規格K8264に定めるもの（注2）

⑸　ギ酸アンモニウム（注2）

⑹　ギ酸（0.1v／v%）・ギ酸アンモニウム水溶液（50mmol／L）

ギ酸アンモニウム1.57gを水500mlに溶かし、ギ酸0.5mlを加えたもの

⑺　アセトニトリル・水混液

アセトニトリルと水を体積比65対35の割合で混合したもの

⑻　直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（以下「LAS」という。）標準原液（各1mg／ml）

デシルベンゼンスルホン酸ナトリウム（C10—LAS）標準品、ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム（C11—LAS）標準品、ウンデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム（C12—LAS）標準品、トリデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム（C13—LAS）標準品及びテトラデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム（C14—LAS）標準品各100mgをそれぞれ別の全量フラスコ100mlに採り、メタノールを標線まで加えたもの（注3）